

さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会検討内容とその対応

I 健康対策実施要綱に関する課題

第 12 回専門委員会・第 3 回ワーキンググループ等が出された意見	要綱上の規定の整備
①第 10 条（費用負担）について （1）（2）とも、次の点を明確にする条文とすべき。 ア）立証責任は基本的に「健康対策者又はその家族」にはない。 イ）専門委員会又は区が立証の責任を負う。	「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱とその基本となる考え方」の「健康対策実施要綱の基本的な考え方」に指摘の趣旨を入れまし た。また、第 10 条の説明にも指摘の内容を加えました。 尚、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱とその基本となる考 え方」は、区が作成するものです。いわゆる「立法者の意思」を示す こととなりますから、今後裁判などで条文の解釈が問題になったとき には、この「基本となる考え方」が判断材料となります。
②台帳の整備は、全員の生存期間及び時効満了までとすべき。	指摘の通り、第 3 条に「…保存し、その後も 10 年間保存するものとす る。」を加えました。
③第 10 条（費用負担）について （1）（2）ともに、死亡したときまで含めるべきである。	指摘の通り、第 10 条（1）（2）ともに、「…又はその疾患により死亡し た場合において、…」を加えました。
④第 10 条（2）の規定は専門委員会が判定をすることとなるので、 ア）「肺がん」が発症した場合その因果関係を専門委員会が判断するこ とになる。そこで、「アスベストに起因して発症する可能性のある肺 がん」と限定する必要はないのではないか。 イ）発症した疾患については、委員会が判定するので、そこで因果関 係が審議されることになる。「…認められた」というのも、誰が 認めたものかがあいまいになっている。また、条文が冗長なので、 「又は他の疾患」などといった表現を検討したほうがよい。この部 分については、メールで、専門委員会委員の中で意見交換を行い、 提案する。	ア）指摘の通り、「アスベストに起因して発症する可能性のある肺がん」 を「肺がん」としました。 イ）「将来医学の発展によって」を削除し、「アスベストに起因して発 症する可能性がある」と学会等で認められた疾患」として、条文をわ かりやすく修正しました。
⑤肺がんについて、ガイドラインの制定を要綱の中に入れるべきでは ないか。例えば、「アスベストによる肺がんの医学的判定条件は、そ の時点の最新の情報をもとに専門委員会がガイドラインを設定しな ければならない。このガイドラインは原則として年 1 回開催される 委員会において、当該 1 年間の知見を整理し、必要に応じて更新さ れることとする。」	（判定基準）第 1 1 条 専門委員会は、前条第 2 号の規定による肺がんに係る判定を行うため の基準を定めるものとする。 2 専門委員会は、肺がんに係る医学的知見を反映させるため、必要 に応じて前項の基準の改定を行うものとする。 として、新たに盛り込みました。

第 12 回専門委員会・第 3 回ワーキンググループ等が出された意見	要綱上の規定の整備
⑥建築基準法の改正などがあり、次の点を（建築物のアスベスト対策）に盛り込むことが必要ではないか。 第 11 条 （2） ウ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の届出があったときに行う確認及び指導 エ 建築基準法第 12 条第 1 項に基づく定期調査報告に当たっての、建築物所有者等への、吹き付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握させるための周知と指導	建築基準法・大気汚染防止法の順番に並び順を整理し、指摘の内容で、修正をしました。 ウ) →ウ) エ) →イ)  また、現在行っていることを新たに「カ）」として加えました。 カ)：「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱に基づく報告があったときに行う確認及び指導」
⑦その他－1	第 10 条（1）（2）中の「今回の事故」という表現が口語的すぎるようなので、第 1 条を「改修工事の際のアスベストのばく露（以下「アスベストばく露」という。）」としました。それにより、第 10 条の「今回の事故」を「アスベストばく露」に変更しました。
⑧その他－2	第 6 条・第 7 条・第 8 条－3：わかりやすく文章を修正しました。

## II 専門委員会設置要綱に関する課題

第 12 回専門委員会・第 3 回ワーキンググループ等が出された意見	区の見解
①委員が交代する場合は、前任期の委員全員の承認を得ることとする旨を規定する。	第 3 条 2 に「区長は、委員全員の推薦を受けた者のうちから委員の委嘱を行うものとする。」を新たに加えました。以下、第 2 項、第 3 項は 1 項ずつ繰り下げました。
②委員長が必要と認めた場合は専門家の意見を聞くことができる旨を規定しておくべきである。 専門家などは、たとえば弁護士などを想定している。	今回、修正案として、第 2 条 3 で「専門委員会は、第 1 項各号に規定する事項に関する資料及び情報の収集に努め、知見を高めなければならない。」としました。専門家の意見はこの条文によりすでに規定されていると考えています。
③その他	用語の修正を行いました。 第 2 条－3・第 3 条・第 7 条